

月報私学

6

2016

Vol.222



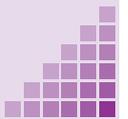
昭和薬科大学附属高等学校・中学校は、完全中高一貫校として沖縄県トップの進学実績をあげるだけでなく、県内外へ多くの優秀な人材を輩出しています。今年2月に「学びと創造、リーディングスクールとしての品格と誇り」をコンセプトに新校舎が完成しました。これからも「堅忍不拔」「専一集注」の校訓を踏まえ、さらなる飛躍を目指して邁進します。

写真提供：学校法人 昭和薬科大学 昭和薬科大学附属高等学校・中学校（沖縄県浦添市）

CONTENTS

- 平成28年度 私学事業団の事業計画と予算…………… 2
- 就任のあいさつ 理事 戸松幹孝…………… 5
- 平成27年度版 自己診断チェックリストをご活用ください…………… 6
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します…………… 9
- 標準報酬月額の時決定1……………10
- 標準報酬月額の改定が必要なとき……………11
- 国民年金第3号被保険者にかかる手続き／団体信用生命保険制度にご加入ください……………12
- 人間ドック利用費用の補助……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／私学メンバーズカード新規入会キャンペーン／融資事業のご案内……………16

平成28年度 私学事業団の事業計画と予算



助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校への健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成28年度は、東日本大震災からの復興支援分（17億6166万円）を含む3170億1166万円を国から受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

28年度の貸付事業計画額は、700億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金417億円、自己調達資金283億円（うち、

共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ232億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。28年度は、受入計画額140億円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、そ

の基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

28年度は、学術研究振興基金の受入計画額500万円、学術研究振興資金の交付計画額1億円としています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億975万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

護士・社会保険労務士等の外部有識者の助力を得て対応します。

2 経営上の問題点を発見するための自己診断チェックリストの見直しと充実を図ります。

3 基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育情報や教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。また、本事業団主催のセミナー等において、ネットワークを利用した「私学情報提供システム」を説明し、利用の促進を図ります。

4 収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を本事業団ホームページ等に掲載します。また、これらに関するセミナー等を実施し、学校法人等に対し積極的に情報提供を行います。

① 大学・短期大学のリーダーを対象に、経営面・教学面の知識を深め、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図るセミナーを実施します。

② 大学等の若手職員を対象に、人材養成を目的としたセミナーを実施します。

③ 学校法人の経営改善に資するため、『今日の私学財政』を刊行します。また、「私立大学・短期大学等入学志願動向」を本事業団ホームページ等で公表します。

1 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。また、相談の内容が専門的知見を要する場合には、公認会計士・弁

共 済 業 務

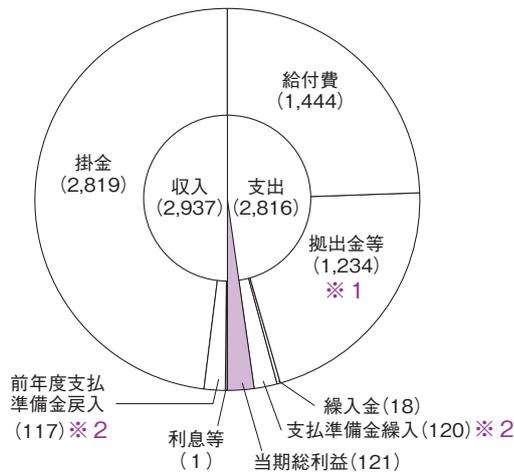
私学共済制度の構成員と標準報酬等

28年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計138万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準報酬月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区 分	①構成員(人)	②標準報酬月額の平均(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	564,089	371,762	1,306,483
(短期加入者)	(560,849)	(368,789)	(1,302,093)
(年金等加入者)	(536,515)	(358,999)	(1,229,291)
被扶養者	348,144	-	-
年金受給者	468,153	-	-
総 計	1,380,386	-	-

図1 医療給付事業〈短期勘定〉の予算収支
(単位：億円)



医療給付事業〈短期勘定〉
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、高齢化の進展に伴い、年々増加する高齢者医療制度への支援金等の増加により、現行の掛金率のままでは財政の均衡を保つことが困難と見込まれることから、8・232%（前年度掛金率7・445%）に変更しました。
介護分掛金率は厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・163%（前年度掛金率1・125%）に変更しました。
この掛金率をもとに推計した掛金収入は2819億円となり、前年度に比べ291億円（11・48%）の増加とな

る見込みです。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ44億円（3・16%）の増加を見込んでいます。また、他制度への払出金等として、前期高齢者納付金383億円、後期高齢者支援金587億円を見込みました。さらに、介護納付金219億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

掛金及び利息等の収入（2820億円）と給付費、払出金等及び繰入金（2696億円）との収支差124億円に、支払準備金の戻入と繰入との差額を加えた121億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

【※1 払出金等】

介護保険、高齢者医療などの他の医療制度に要する費用などを賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等にに応じて割り当てられる金額のことをいいます。払出金等には、介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金などがあります。

【※2 支払準備金】

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度にいった

戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分にかえて新たに積み立てる金額をいいます。

年金等給付事業

〈厚生年金勘定・退職等年金給付勘定〉

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率（※3 軽減保険料率）は、26年度に行った財政再計算（27年度から5年間）の結果を踏まえて、28年度以降毎年9月に0・354ポイントずつ引き上げることになります。
28年4月～8月は13・557%、28年9月～29年3月は13・911%に変更しました（前年度27年10月～28年3月は13・557%）。

なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率をもとに推計した保険料収入は4010億円を見込み、その他に国庫補助金1240億円、基礎年金交付金50億円、厚生年金交付金2957億円を見込んでいます。

また、給付費は3359億円を見込み、その他に基礎年金払出金2436億円、厚生年金払出金3338億円等を見込み、図2のとおり収支を予定

図2 年金等給付事業〈厚生年金勘定〉の予算収支
(単位：億円)

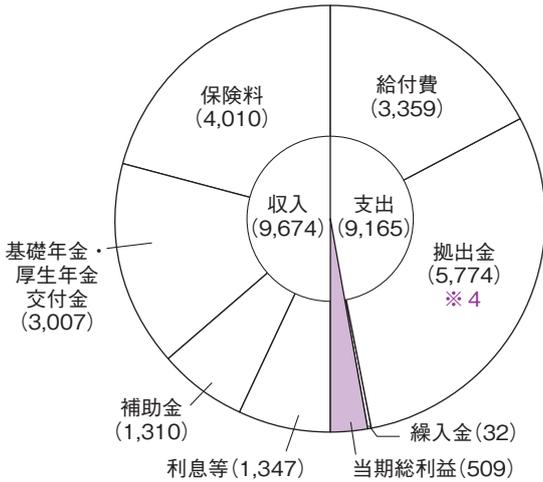
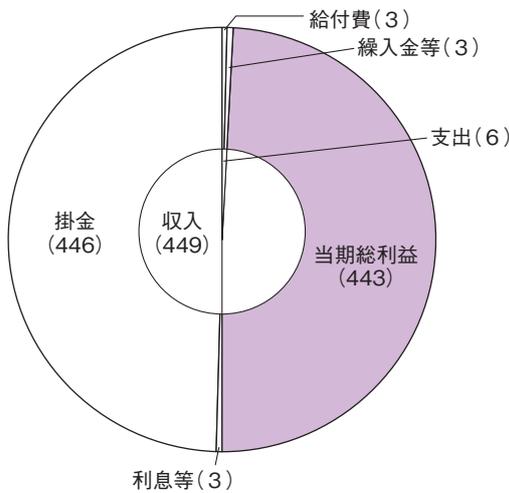


図3 年金等給付事業〈退職等年金給付勘定〉の予算収支(単位：億円)



しています。
保険料、交付金、補助金及び利息等の収入(9674億円)と給付費、拠出金及び繰入金の支出(9165億円)との収支差509億円が当期総利益となる見込みです。

【※3 軽減保険料率】
私学共済では、加入者保険料にかかる負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の「独自財源」を活用して保険料の軽減を行うことができるとされており、28年4月～8月の加入者保険料率は14・708%から1・151ポイント軽減し13・557%に、28年9月～29年3月までは0・797ポ

イント軽減し13・911%となります。これを軽減保険料率といいます。

【※4 拠出金】
基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとの加入する人数等に依りて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金は、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

〈退職等年金給付勘定〉
退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・5%に据え置きました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、446億円となり、給付費3億円を見込み、図3のとおり収支を予

定しています。
掛金、利息等の収入(449億円)と給付費及び繰入金等の支出(6億円)との差443億円が当期総利益となる見込みです。

保健事業
特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

28年度も前年度と同様に福祉事業掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1・6億円が措置されています。

人間ドック利用費用補助等の保健事

業にかかる費用として25億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として10億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として50億円を見込み、図4のとおり収支を予定しています。

医療事業
総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、図4のとおり収支を予定しています。

宿泊事業
旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいている会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

貯金事業
財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイ

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、図4のとおり収支を予定しています。



リスプランの各事業を総括したもので
す。

なお、28年度末の加入者貯金残高
は、1兆879億円となる見込みです。

貸付事業

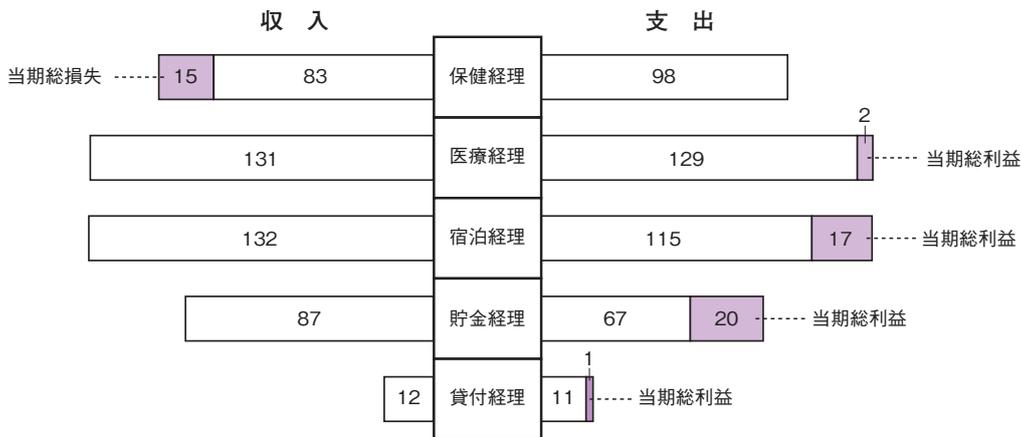
結婚・教育・住宅等の資金の貸付
を行っています。

28年度の貸付額は、加入者貸付87億
円を見込み、図4のとよりの収支を予
定しています。

◆その他事務費など

医療及び年金等給付事業の事務費用
は、短期勘定、厚生年金勘定及び退職
等年金給付勘定からの事務費繰入金53
億円により賄うこととなります。他
に、国庫補助金3億円が措置されてい
ます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支（単位：億円）



就任のあいさつ



理事 戸松 幹孝
とまつ みきたか

このたび4月1日付で河田悌一日本私立学校振興・共済事業団理事長から、財
務・共済総括担当理事を拝命いたしました。私立学校の振興のために全力で職務に
取り組む所存ですので、私立学校関係者の皆様方のご指導とご支援を賜りますよう
心からお願ひ申し上げます。

私は、平成20年7月から23年8月までの間、文部科学省で私学共済室長を、また
昨年8月からこの3月末までの間、私学部参事官として、私立学校教職員共済制度
の運営や学校法人の経営の安定並びに私立学校教育の振興に携わってまいりました。
特に、私学共済室長在任中は、昨年10月に施行された被用者年金一元化に携わっ
てまいりました。公的年金制度の一元化は、政府関係者等に対して様々な局面にお
いて私学関係者の思いやご意見を十分に反映できるように積極的に関わってまいり
ました結果、平成24年8月に被用者年金一元化法が成立し昨年10月から施行されて
おります。また、これに伴って、公的年金としての3階部分（職域部分）が廃止さ
れ、新たに「年金払い退職給付制度（新3階年金）」が創設されました。これらは
公的年金制度の歴史上、最も大きな転換点のひとつになったと考えております。

さて、今後も少子高齢化が進展していくなかで、医療保険制度についても次世代
にしっかりと引き継ぐことが求められております。また、積極的なIT活用によっ
て利便性の高い公平・公正な社会の実現を図るべく「マイナンバー制度」の推進
も期待される所です。その一方で、個人情報の流出を防止するためのセキュリティ
強化対策も求められております。

本事業団は、このような社会環境の大きな変化にスピード感を持って対応出来る
人材を輩出してきた私立学校に対し、これまで以上の財政支援を行うよう引き続き
努力するとともに、学校経営に関する有用な情報を提供できるよう工夫をこらして
まいりたいと考えております。また、私立学校の教職員の皆様日々安心してその
職責を果たせる環境を整えるために、社会保障制度に対し責任を持って取り組ん
でまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

—平成27年度版—

自己診断チェックリストをご活用ください

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うために開発されたツールです。平成27年度版を私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト平成27年度版」に掲載していますので、活用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があり、各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

本号では、「大学・短期大学編」を使ってご紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

①概要

「財務比率等に関するチェックリス

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（大学・短期大学編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 消費収支状況	
1 帰属収支差額比率(*) 臨時的要素除く	収支状況はどうか(損益ベース) 収入に対して人件費はバランスがとれているか
2 人件費比率(*)	
3 人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育研究活動収支差額比率(*)	収支状況はどうか(キャッシュベース)
III 運用資産状況	
5 積立率(*)	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育研究CF比(年)	
7 運用資産対教育研究CF比(年)	
IV 外部負債状況	
8 流動比率(*)	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育研究CF比(年)	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

*はリーダーチャートで使用する項目です。

ト」は、学校法人全体を「法人全体」で、設置する学校を「学校単位」で、それぞれチェックします。法人全体とともに、学校単位でチェックすることにより各学校が法人全体の収支にどの程度影響を与えているか、また、収支を構成する要素(人数、単価等)ごとにどこに問題があるかを把握しやすく

なります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を設定しています。学校単位は「消費収支状況」「学生(生徒)数関係」「教職員関係」「経費関係」の4区分18項目(高等学校編は16項目)のチェック項目を設定しています。エクセルの様式にある「法人入力シート」「学校入力シート」「目標入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、法人・学校の数値が算出されます。算出した数値を、チェックリストの各項目の説明文や参考資料等にある階層区分を基に評価します。

②評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価をすることができます(次頁表2参照)。

絶対評価

指標ごとの適正值や法人自ら設定した目標値等を基に、その達成度をA～Eの5段階で評価します。項目によっては、具体例として目標値や考え方を示していますが、法人の経営戦略や学部系統別の平均値等を参考に、目標値を設定した上で評価を行うことが望ましいです。

相対評価

全対象法人の中での法人・学校の位置をA～Eの10段階で評価します。

趨勢評価

4年前と比較した現在の数値が改善

したか否かをA～Eの5段階で評価します。

なお、絶対・相対・趨勢の各評価を行う際には便利な「評価早見表」(次頁別表参照)をご利用ください。

以下、帰属収支差額比率を例に評価の観点をご説明します。

【帰属収支差額比率】(表2参照)

帰属収支差額比率は、学校法人の帰属収入(負債とならない収入)から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が、帰属収入全体の何%にあたるかを見る比率であり、学校法人の収支状況を見る最も基本的な比率です。

絶対評価は原則各学校法人で目標値を設定することが望ましいですが、直近5か年の大学法人の帰属収入に対する基本金組入額の割合が9・9～11・7%であることから、基本金組入額相当の10%以上の帰属収支差額が必要と考え、評価の基準としています。表2の場合、26年度が4・2%、25年度が4・4%なので、「直近年度は0%以上10%未満」のCとなります。相対評価は、26年度の数値が第6階層であることからC+となります。趨勢評価は22年度から26年度にかけて7・8ポイント減少していますので、「5ポイント以上減少」のEとなります。

絶対評価はプラスの収支ですが、A、Bの条件である10%以上は未達成であり、趨勢評価をみると4年前に比べ悪

表2 財務比率等に関するチェックリスト (大学・短期大学編・法人全体) より抜粋

【単位】百万円

項目		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	増減 H26-H22	伸び率 増減/H22	絶対 評価	相対 評価	趨勢 評価
1 帰属収支差額比率	c/a	12.0%	10.7%	8.3%	4.4%	4.2%	-7.8%	-65.0%	C	C+	E
帰属収入 (資産売却差額等臨時的な要素を除く)	a	7,647	7,813	7,749	7,550	7,684	37	0.5%			
消費支出 (資産処分差額等臨時的な要素を除く)	b	6,729	6,978	7,107	7,221	7,363	634	9.4%			
帰属収支差額	c=a-b	918	835	641	329	321	-597	-65.1%			

別表 評価早見表

	E		D		C		B		A	
	(E-)	(E+)	(D-)	(D+)	(C-)	(C+)	(B-)	(B+)	(A-)	(A+)
絶対評価	0%未満が連続		直近年度は0%未満		直近年度は0%以上10%未満		直近年度は10%以上		10%以上を安定的に維持	
相対評価	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層	第7階層	第8階層	第9階層	第10階層
	~-12.6	-12.5~-5.1	-5.0~-1.3	-1.2~1.6	1.7~3.3	3.4~5.4	5.5~7.2	7.3~10.2	10.3~15.1	15.2~
趨勢評価	5ポイント以上減少		2.5ポイント以上減少		2.5~△2.5ポイント増減		2.5ポイント以上増加		5ポイント以上増加	

助成業務

次に相対評価ですが、

図の、法人全体のレーダーチャートでは、絶対評価は各比率すべて6以上の評価であり、積立率については10の評価を得ています。収支状況が優れて良いわけではありませんが、運用資産は安定しており、直ちに経営が窮迫する状態ではありません。

まず、読み替え方法の表により、絶対・相対・趨勢の各評価の記号を数値に替えていきます。

③レーダーチャートによる総合評価
財務比率等に関するチェックリストのうち、特に重要な項目を基に、レーダーチャートを活用した総合評価を行うことができます(図参照)。法人全体・学校全体の2種類があり、いずれのレーダーチャートも5点を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。逆に図形が小さく広がりに欠けて、いびつな時は当該項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。

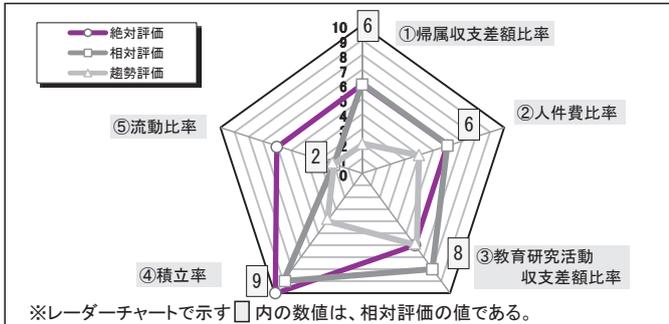
化しています。ただ、相対評価では大学法人全体のなかでやや上位に位置していることがわかります。

図 レーダーチャートによる評価の事例

読み替え方法

絶対・趨勢 評価区分	E	D	C	B	A
	2	4	6	8	10

相対 評価区分	E-	E+	D-	D+	C-	C+	B-	B+	A-	A+
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10



NO	項目	絶対評価	相対評価	趨勢評価
①	帰属収支差額比率(臨時的要素除く)	6	6	2
②	人件費比率	6	6	4
③	教育研究活動収支差額比率	6	8	6
④	積立率	10	9	4
⑤	流動比率	6	2	2
総合評価(合計)		34	31	18

短期的な支払い能力を判断する流動比率の評価が2と低いです。ただし、運用資産の保有状況を表わす積立率は相対評価でも9ですから、必ずしも資金繰りに窮しているとは限りません。

最後に趨勢評価ですが、先の絶対評価、相対評価とは違った特徴が見えてきます。まず、図形の面積が絶対評価、相対評価に比べて小さいことがわかります。中でも帰属収支差額比率と流動比率の評価が2となっており、4年前に比べると、収支も短期的な支払能力も悪化していることがわかります。

相対評価では、低い評価の流動比率に対し積立率が高いため、必ずしも資金

「○」、しないものに「×」をつけて評価します。

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「経営理念と戦略の策定」「ガバナンスの確立」「組織運営の円滑化」「危機管理体制の構築」「財務体質の改善」「教学内容の改善」「学生(生徒)への支援」「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。法人種別により実施すべき内容が異なる場合があります。 「大学・短期大学編」と「高等学校校編」では項目内容を変えています。自法人の実情に照らし、該当する項目に「○」、しないものに「×」をつけて評価します。

管理運営等に関するチェックリスト

金繰りに窮しているとは限らないと判断しましたが、趨勢評価では積立率が4ですから、運用資産も4年前に比べると減少しています。この状態が仮に今後も続くのであれば、現在は潤沢にある資産を将来は使い果たしてしまうおそれがあります。このように絶対評価、相対評価、趨勢評価と多角的に見ることにより、法人の問題が浮き彫りになってきます。

改善すべき収支科目は何か、またその悪化した要因は何かを、財務比率、学生(生徒)数、教職員数等から分析することによって原因の把握と改善すべき点を確認することができます。

表3 財務比率等に関するチェックリストの項目 改正前後 対照表 (大学・短期大学編・法人全体)

改正前	改正後
I 消費収支状況	I 事業活動収支状況
1 帰属収支差額比率(*) 臨時的要素除く (帰属収入-消費支出)/帰属収入	1 経常収支差額比率(*) (経常収入-経常支出)/経常収入
2 人件費比率(*) 人件費/帰属収入	2 人件費比率(*) 人件費/経常収入
3 人件費依存率 人件費/学生生徒等納付金	3 人件費依存率 人件費/学生生徒等納付金
II 資金収支状況	II 活動区分資金収支状況
4 教育研究活動収支差額比率(*) 教育研究活動CF/教育研究活動CF収入	4 教育活動資金収支差額比率(*) 教育活動資金収支差額/教育活動資金収入
III 運用資産状況	III 運用資産状況
5 積立率(*) 運用資産/要積立額	5 積立率(*) 運用資産/要積立額
6 運用資産超過額対教育研究CF比 ※教育研究活動CFがマイナスの場合のみ (運用資産-外部負債)/教育研究活動CF	6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比 ※教育活動資金収支差額がマイナスの場合のみ (運用資産-外部負債)/教育活動資金収支差額
7 運用資産対教育研究CF比 ※教育研究活動CFがマイナスの場合のみ 運用資産/教育研究活動CF	7 運用資産対教育活動資金収支差額比 ※教育活動資金収支差額がマイナスの場合のみ 運用資産/教育活動資金収支差額
IV 外部負債状況	IV 外部負債状況
8 流動比率(*) 流動資産/流動負債	8 流動比率(*) 流動資産/流動負債
9 外部負債超過額対教育研究CF比 ※教育研究活動CFがプラスの場合のみ (外部負債-運用資産)/教育研究活動CF	9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比 ※教育活動資金収支差額がプラスの場合のみ (外部負債-運用資産)/教育活動資金収支差額

*はレーダーチャートで使用使用する項目です。

**財務比率等に関するチェックリスト
(新会計基準版)**

平成25年4月に学校法人会計基準が改正され、27年度(知事所轄学校法人は28年度)より新基準が適用されました。この改正で科目名称や財務比率に一部変更が生じたことから、今回、自

己診断チェックリスト「財務比率等に関するチェックリスト」のうち大学・短期大学編について見直しを行いました。詳しくは私学事業団ホームページ「自己診断チェックリスト平成27年度版」の「大学・短期大学編 新会計基準版」をご覧ください。

27年度版からの変更点

(表3)

◆「帰属収支差額比率」を「経常収支差額比率」に、「教育研究活動収支差額比率」を「教育活動資金収支差額比率」に変更しました。また、今回の見直しでは変更のなかった比率でも、算出の中で変更となる場合があります。例えば「人件費比率」であれば、人件費は「帰属収入」ではなく、今回新設された「経常収入」で除することに なります。

● 経常収入
● 経常支出
● 教育活動収入計と教育活動外収入計の合計
● 教育活動支出計と教育活動外支出計の合計

◆レイアウトの変更

これまでの縦型のレイアウトから横型に変更し、原則一枚のシートに一つの財務比率を掲載することで、文字を従来よりも大きくし、見やすくしました。また、これまで評価の際は、参考資料等にある「階層区分」や別添の「評価早見表」で確認していましたが、財務比率ごとに「評価表」を掲載して、同じシートで見られるよう変更しました。

なお、すべての比率とレーダーチャートを一緒に見ることができるよう「総括表」も作成しました。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げている項目と内容は、一つの参考例です。分析に当たっては、適宜、修正・追加し、さらに自法人の実態にあった形に変更するとより効果的です。

現在、特に財務上大きな問題がなくとも、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」でDやEがついた項目や「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」がつかなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解のもと、**学園一体となった経営改善**につなげていただけるよう、ご活用ください。なお、より詳しい使い方やチェック後の対応、活用については「自己診断チェックリストの活用方法」としてホームページに掲載しています。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。詳しくは私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼経営支援・情報提供▼「私学経営情報センターが行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(32230)7829, 7832
Eメール shien@shigaku.go.jp

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

平成28年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表スケジュールのとおり実施します。

私学事業団から6月下旬に、案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします（特定健診促進ポスターと登録書式を同封しています）。

なお、28年度から加入者用ガイドブックはペーパーレス化し、私学共済ホームページのみの掲載となります。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診査の結果データを活用します。特定健康診査の検査項目の受診漏れがないようにしてください。

また、「標準的な質問票」のうち、必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

【提出方法のお願い】

健診結果データは、できるだけ私学共済ホームページ（事務担当者用ログインページ）▼福祉事業関係▼特定健診・特定保健指導に掲載している「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」等の入力フォーマットの利用及び電子データによる提出にご協力ください。

※事務担当者用ログインページのユーザ名とパスワードは、本誌14頁をご覧ください。

【被扶養者の特定健康診査】

対象者（被扶養者）には「案内書（被扶養者向け）」を学校法人等に送付しますので、加入者へ配付していただき、受診券が必ず被扶養者の手元に届くよう、ご指導をお願いします。

健診結果データの提出期間

28年7月～9月末日

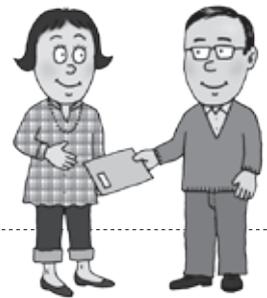
※10月以降に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限

29年1月31日

※2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等の提出期限

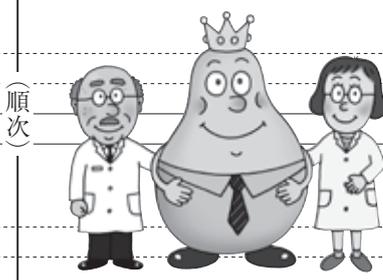
29年5月31日（必着）

保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、対象者全員分がそろってからでなく、整った分から順次送付をお願いします。



平成28年度スケジュール

平成28年	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
6月	<ul style="list-style-type: none"> 案内書 被扶養者の受診券（有効期限：29年3月31日） 対象者リストの発送（6月下旬） 	<p>学校法人等への依頼 定期健康診査結果データの提供、案内書（被扶養者向け）配付</p> <p>↓</p> <p>加入者経由で被扶養者等への依頼 受診券による健診・結果データの提供</p>	<p>特定保健指導利用開始</p>
7月	<p>28年度分健診結果データ受け付け順に、階層化・登録</p>		
8月	<p>健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券〔有効期限：29年7月31日〕を同封</p>		
9月		<p>学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）</p>	
11月	<p>国へ27年度分特定健診等実績報告</p>	<p>（順次）</p>	
平成29年		<p>学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目…10月以降に定期健康診査を実施する学校法人等）</p>	
3月		<p>〔受診券の有効期限：29年3月31日〕</p>	
4月		<p><次年度></p>	
5月		<p>学校法人等からの健診結果データ提出期限（3回目…2～3月に定期健康診査を実施する学校法人等）</p>	
7月			<p>28年度特定保健指導の利用〔利用券の有効期限：平成29年7月31日〕</p>



標準報酬月額の時決定1

基礎届書の提出期限は
平成28年7月11日(月)です
業務部 資格課

標準報酬月額とは、毎月納付する掛金等額や年金、傷病手当金などの給付金の計算の基となります。このため、実際に受けている報酬月額との差が生じないように、毎年1回、「時決定」により見直しを行います。

標準報酬の時決定

毎年7月1日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)で報告していただき、その平均報酬額に基づき、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬の月額及び等級を決定します。この時決定は、掛金等及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

◆対象となる加入者

- ・資格取得日が平成28年5月31日以前で、7月1日現在加入している人
- ・加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の入及び後期高齢者医療制度の被保険者になった人も対象になります。

◆対象とならない加入者

- ・資格取得日が28年6月1日以後の人
- ・28年7月に標準報酬月額が改定される人

基礎届書の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、あらかじめ電算用紙又は磁気媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

◆基礎届書による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者の4月～6月の各月の報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。また、4月～6月の期間に休業している加入者については、休業開始年月も記入してください。

◆電算用紙による届け出

すでに電算用紙(学校法人等で作成した基礎届書の様式)による届け出の承認を受けている学校法人等には、通知文のみを送付しますので、承認を受けた様式で、期限までに提出してください。

なお、「基礎届書」が送付された学校法人等は、今年度の時決定を電算

用紙で提出することはできません。

◆磁気媒体による届け出

磁気媒体(CD-RやUSBメモリなど)で基礎届書を提出する学校法人等は、私学共済ホームページ(事務担当者用ログインページ)▼資格関係▼磁気媒体での申請)で磁気媒体作成機能や磁気媒体の内容チェック機能をダウンロードして磁気媒体を作成してください。磁気媒体に必要な事項を記載したラベルを貼付して、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の申請は不要です。

今年度、磁気媒体で報告すると、磁気媒体届出校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付されません。

時決定における主な変更点

被用者年金制度一元化に伴い、一般の厚生年金制度の取り扱いを参照し、標準報酬月額の時決定の算定方法を一部変更しました。

主な変更点

- (1) 休業中の場合(①病気休業など「公務員の場合における休職の事由」に相当し休業している場合(事務の手引26年度版28ページ(注1))②産前産後休業・育児休業・介護休業など③育児等に伴う勤務時間短縮による部分休業など)

・4月～6月において(注)報酬の支払基礎日数が17日以上あれば、その月の報酬月額を記入し、その平均額で

標準報酬月額を決定します。

- (2) 日給・時間給・週給で報酬が支給されている場合

- ・前記(1)と同様の取り扱いとなります。
- (3) 月中中の採用等で資格取得日が日割り計算で報酬が支給されている場合

- ・その月の記入は不要となります(時決定の算定からは除きます)。
- (4) ストライキによる減給及び懲戒処分

- ・減給されている月の記入は不要となります(時決定の算定からは除きます)。
- ・3か月とも該当する場合は、従前の標準報酬月額で決定します。

(注) 報酬の支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となった日数のことを指します。

・月給制、週給制
出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ報酬を差し引かれる場合は、就業規則や給与規程に基づき学校法人等が定めた日数から欠勤日数を控除した日数が支払基礎日数となります。

・日給者・時間給者

実際の出勤日数が支払基礎日数となります。

・有給休暇は労働の対償として報酬を受けているので支払基礎日数に含まれます。

標準報酬月額の設定が必要とき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直しされます。ただし、次のような報酬の増減があった場合は標準報酬月額の設定が必要となります。

標準報酬月額の改定

固定的給与の変動が伴う大幅な報酬の増減があった場合

◆改定の要件

【通常の場合】

現に確認されている標準報酬月額に比べて、標準報酬の月額表で2等級以上の増減に該当した場合は、標準報酬月額改定の届け出が必要です。

【1等級の増減であつても標準報酬月額改定の届け出が必要な場合】

標準報酬月額の等級には上限と下限があり、昇給や降給などによって報酬が大きく変動しても2等級以上の差が生じない場合があります。

例えば、標準報酬が第45級の場合は、第46級が上限であるため、大幅な報酬の増加があつたとしても2等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第2級の加入者に大幅な報酬の減少があつた場合にも、第1級が標準報酬の下限であるため標準報酬月額の改定に該当しないことになり、実際の報酬の動きが標準報酬に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準報酬の上限と下限に、さらに仮定の等級として第47級の「141万5000円以上」、第0（ゼロ）級の「0万0000円未満」を設定します。第45級又は第2級の加入者にこの仮定の等級への増減があつた場合は、大幅な増減として1等級の増減であつても標準報酬月額改定の届け出が必要です。

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書」に、増減した月から順に継続した3か月の報酬とその平均額を記入し、改定月（変動した月から4か月目）の10日までに提出してください。4か月目から標準報酬月額及び掛金等が改定されます。

◆改定の要件

① 60歳以上の加入者

共済業務

② 同一学校法人等において雇用契約上一旦退職し、1日の空白もなく引き続き再雇用されること

③ 当該再雇用時において、現に確認されている標準報酬月額と比べ1等級以上の増減があること

④ 本人が標準報酬月額の改定を希望していること

なお、①～④の要件を満たさない場合であつても、上記標準報酬月額の改定に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

再雇用された日の属する月から標準報酬月額を改定します。

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書（即時改定用）」に、当該加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかになる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

産休・育休等終了後の標準報酬月額の改定

3歳未満の子を養育する加入者が、産前・産後休業や育児休業等（以下「産休・育休等」といいます）を終了後に継続して勤務し、次の要件のすべてに該当した場合は、標準報酬月額を改定することができます。

◆改定の要件

① 産休・育休等を終了した日において、当該休業等により養育している子が

3歳に達していないこと

② 職場復帰の日を含む3か月の報酬の平均が、現に確認されている標準報酬月額に比べ1等級以上の増減があること

③ 本人が標準報酬月額の改定を希望していること

なお、①～③の要件を満たさない場合であつても、上記標準報酬月額の改定に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

産休・育休等の終了日の翌日の属する月から継続した3か月の報酬の平均額を報酬月額として、その翌月（職場復帰した月から4か月目）から標準報酬月額を改定します。

ただし、職場復帰が月途中で、報酬支払いの対象となった日数が17日未満であるときは、その翌月から継続した2か月の報酬の平均額を報酬月額とします。

◆届け出の方法

加入者が職場復帰して3か月を経過した後、「標準報酬月額改定申請書（産休・育休終了者用）」を速やかに提出してください。

※産休・育休等終了後の標準報酬の改定により標準報酬の月額が下がる場合は、「養育期間標準報酬月額特例申請書」を提出することにより、年金算定時に従前の標準報酬の月額が保障されます。

国民年金第3号被保険者 にかかる手続き

業務部 資格課

加入者（65歳未満）に扶養されている

配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請の手続きを行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」（以下「第3号届」といいます）も提出してください。

なお、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者等になる等）でも、要件を備えていれば、第3号になることが可能です。

私学事業団で受け付けた第3号届は、年金事務所（文京年金事務所）に進達され審査されます。このため、年金事務所から学校法人等へ照会が入ることがあります。なお、本事業団から年金事務所への進達及び年金事務所での審査にはおおむね2〜3か月の処理時間を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響しますので、届け出漏れ等ないようにご注意ください。

◆第3号の資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を満たした日となります。ただし、本事業団の被扶養者認定年月日と第3号資格取得

共済業務

得年月日が異なるケースもあります（事由発生から30日を経過し発信日からの認定となる場合など）。第3号資格取得年月日についてご不明な点がありましたら、最寄りの年金事務所にご確認ください。

◆外国人のローマ字氏名の届け出

平成26年10月から外国人の年金記録の適正な管理のため、「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」の提出が制度化されました。外国人の場合は、ローマ字氏名の有無にかかわらず、「第3号届」に添付してご提出ください。

◆第3号喪失にかかる手続き

被扶養者の要件を欠くこととなった場合、第3号の資格も喪失することとなります。本事業団には「被扶養者取消申請書」をご提出ください。ただし、死亡の場合は、同時に「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」も提出してください。

収入増（雇用保険受給開始を含みます）や離婚等で取り消しとなった場合は、国民年金第1号被保険者となる手続きが必要です。お住まいの市（区）役所でお手続きください。

なお、就職（国民年金第2号被保険者に該当）の場合、就職先で社会保険の取得手続きをすると第3号の喪失となります。このケースでは、本事業団の被扶養者取消の手続き漏れに注意してください。

万一の場合に備えて 団体信用生命保険制度にご加入ください

福祉部 貸付課

「団体信用生命保険制度」（以下「団信」といいます）とは、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中に死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度で、任意加入です。

事例1

突然の事故で…

突然の交通事故で加入者が死亡。住宅貸付以外に教育貸付も借り入れており、教育貸付は退職金で返済。住宅貸付は団信保険に加入していたため、団信保険金で完済。残された妻や子には、とりえず生活の基盤となる住宅を残すことができました。

事例2

高度障害も対象

脳梗塞により重度の脳機能後遺障害が残った。団信保険金の請求をしたところ、高度障害に該当し、高度障害該当日に遡って団信保険金が支払われ、該当日以降の償還金も返戻された。

事例3

団信に加入していなかったために…

住宅貸付の償還途中に胃がんで加入者が死亡。団信に未加入であったために、加入者の退職金を住宅貸付の返済に充てたが、残された妻はパート収入しかなく、今後の生活のために自宅を売却した。

●残された家族を守るためにぜひご加入ください。

長期にわたる償還途中で、いつ事故や病気が襲ってくるかわかりません。団信加入により住宅貸付の貸付金残高は保険金をもって完済になるため、不幸があった中でも家族にとっては大きな安心につながります。

●団信制度の加入は完済するまで継続してください。

団信制度から一旦脱退すると再度加入はできません。加入を継続することが重要です。

●住宅貸付を申し込む際には、団信への加入について必ずご家族と相談してください。

※毎月の保険料充当金は「貸付金額×3.48円/1万円」となります。例えば、貸付金額500万円の場合、毎月、償還金の他に保険料充当金が1,740円かかります。

※加入に当たっては現在の健康状態について告知書の提出が必要となります（生命保険会社の承諾が得られた場合に加入となります）。

人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、年度内1回に限り補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、**満35歳以上**の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養者を除きます）

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた**基準検査項目表**（右表）の検査をすべて実施した場合にのみ対象となります。**検査項目が不足していると補助の対象となりませんので、検査項目漏れのないようあらかじめ健診施設に確認のうえ利用してください。**

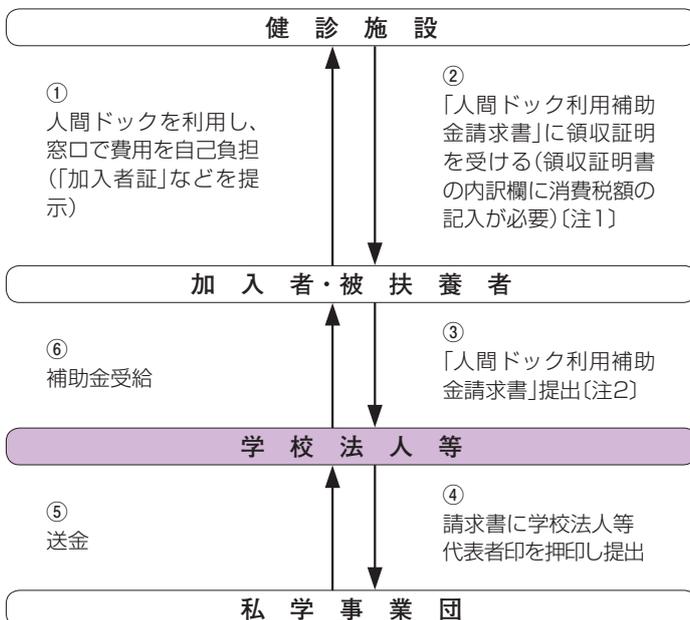
なお、健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

※契約健診施設（私学共済ブック2016〔保健・宿泊編〕18頁～参照）以外でも基準検査項目を満たす人間ドックであれば、補助の対象となります。

●補助金

消費税を除く**利用料金の50%相当額**を補助金として支給します。ただし、**補助限度額は25,000円**となります。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書(原本)を添付してください。
 〔注2〕 任意継続加入者は直接私学事業団へ提出してください。補助金は任意継続申出時の登録口座に原則1か月半から2か月で送金します。

学校法人等の実施する健康診断等を受けることができず、人間ドックの検査結果を特定健康診査の実施に代える場合については、人間ドック利用補助金を請求する際に、「人間ドック利用補助金請求書」、「特定健康診査受診結果票」、「標準的な質問票(22項目)」を併せて提出してください。
 ※上記請求書等は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

基準検査項目表

検査項目	区分	日 帰 り の 人 間 ド ッ ク	1泊2日以上の人間ドック
既往歴の調査及び質問票		○※1	○※1
自覚・他覚病状の検査		○	○
身体計測	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
生理	血圧	○	○
	標準12誘導心電図	○※2	○※2
	眼底検査	○	○
	眼圧検査	○	○
	視力検査	○	○
	肺機能検査	○※3	○※3
X線他	胸部X線	○※4	○※4
	胃X線	○※5	○※5
	腹部超音波	○※6	○※6
	総蛋白	○	○
	A/G	○	○
	アルブミン	○	○
生化学	クレアチニン	○	○
	尿酸	○	○
	総コレステロール	○	○
	HDL-コレステロール	○	○
	LDL-コレステロール	○	○
	中性脂肪	○	○
	総ビリルビン又は尿ビリルビン	○	○
	GOT	○	○
	GPT	○	○
	γ-GTP	○	○
	ALP	○	○
	血糖(空腹時)	○	○(負荷)※7
血液学	HbA1c	○	○
	赤血球	○	○
	白血球	○	○
	血色素	○	○
	ヘマトクリット	○	○
	血小板数	○	○
血清学	MCV	○	○
	MCH	○	○
	MCHC	○	○
尿	CRP	○	○
	血液型(ABO, Rh)	○初回のみ必須	○初回のみ必須
便	HBs抗原	○	○
	蛋白半定量	○	○
	尿糖	○	○
	潜血	○	○
尿沈渣	比重	○※8	○※8
	潜血	○※9	○※9

※1 既往歴の調査及び質問票(特定健康診査における「標準的な質問票」による服薬歴及び喫煙習慣の状況等にかかる22項目の調査)
 ※2 負荷試験は任意で実施
 ※3 努力性肺活量1秒量
 ※4 フィルム大角2枚 2方向(胸部CT可・デジタル画像可)
 ※5 胃X-P 4F8枚以上(分割を含む)。デジタル画像可
 ※6 検査対象臓器は胆のう・肝臓(脾臓を含む)・膵臓・腎臓とする。ただし、脾臓検出できないときはその旨記載すること
 ※7 血糖3回、75gブドウ糖負荷試験を実施。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」、「尿糖」及び「HbA1c」で可
 ※8 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
 ※9 免疫法で実施。2回法が望ましい



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出はお済みですか

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等へ送付（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除く）します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金は、6月24日(金)受付分までは、6月分の掛金で調定する予定です。

〔賞与等支給報告の注意点〕

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- 記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れにご注意ください。
- 磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

「レター」7月号等の送付 平成28年版「事務の手引」は8月発行です

加入者向広報「レター」7月号等を6月下旬に学校法人等宛てに送付します。送付対象者は、5月末現在の加入者です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。不足の場合は、広報班まで連絡してください。

また、平成27年10月に実施された被用者年金制度の一元化に伴い、事務の取り扱い等が変更となりましたので、平成28年版「事務の手引」は8月下旬に発送する予定です。

【広報相談センター 広報班】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者を対象）の申し込みは6月10日(金)必着です。希望する人がいましたら早めにお申し込みくださるよう周知をお願いします。
 【福祉部 保健課】

積立共済年金と共済定期保険の 前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月30日(木)必着です。

〔積立共済年金〕

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）・中途一時払の申し込みも受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」（「医療保障コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間（11月）での取り扱いとなります。
 【福祉部 保健課】

6月の共済業務スケジュール

1日(水)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 5月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限（必着） 生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
15日(水)	貸付 7月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 5月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(木)	掛金等 5月分納期限 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 6月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限（必着）
11日(月)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限
15日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電のため、5月1日～9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装での執務を実施しています。ご理解をお願いいたします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票 e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月30日(木)

- 〔文部科学大臣所轄法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕
→土地・建物面積等、財務関係等
- 〔知事所轄法人(高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人用)〕
→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「平成27年度決算関係書類(計算書類及び附属明細表(写))」を文部科学大臣・知事所轄法人ともに私学情報室まで郵送にてご提出ください。

また、文部科学大臣所轄法人については、「独立監査人の監査報告書(写)」及び「収益事業の計算書類(写)」も併せてご提出ください。すでに補助金課に提出している場合であっても、別途ご提出をお願いします。

※「基礎調査票 e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等により e-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

詳しくは、平成28年度学校法人基礎調査票 e-マネージャ「操作マニュアル・入力要領」をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、

【法人】 一般社団法人 日本工業倶楽部 様

【個人】 久下 眞一様

からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成28年5月末現在の基金保有額は54億1,475万円、資金交付累計額は76億658万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316~7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
 **大阪カーテンパレス**

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211 (代表)
 (JR「新大阪」駅下車、徒歩10分。※無料シャトルバスあり)
<http://www.hotelgp-osaka.com/>



真田幸村終焉の地 安居神社



かつて「真田丸」が築かれた三光神社

1泊2食温泉チケット付とくとくプラン

1泊2食(2名1室/1名様) 9,300円

ご夕食は、庭園の見える落ち着いた雰囲気のある和食堂「花綴」で味わうお造り、煮物、焼き物等計7品の季節御膳と、洋食レストラン「シーズン」にてシェフおすすめディナーコースのいずれかをお選びください。

さらにホテル目の前の温泉施設「ひなたの湯」の温泉入浴券が付いています。

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

この夏、「真田丸」の主人公真田幸村と大坂の陣を巡る旅はいかがでしょう。



大阪城

年会費無料

直営宿泊施設の利用証を兼ねたクレジットカード(退職後も生涯利用可能)

私学メンバーズカード新規入会キャンペーン
 今なら**最大4,000円分**のギフトカードプレゼント!

お申し込み対象 【本会員】私学共済加入者(任意継続加入者を含む) 年金者
 【家族会員】本会員の配偶者



3ブランドから選べる JCB VISA Mastercard
 空港ラウンジ 利用可能
 海外・国内旅行傷害保険 最高5,000万円自動付帯 ETCカード 同時申し込み可能

特典1

キャンペーン期間中に、私学メンバーズカードにご入会いただいた本会員の方(家族会員を除く) 【キャンペーン期間】
もれなくギフトカード2,000円分をプレゼント! 2016年4月1日(金) 2016年9月30日(金)

特典2

(さらに!) ご入会3か月以内にショッピングご利用金額3万円(税込)以上ご利用の方に
ギフトカード2,000円分、または600ポイントプレゼント!

※ご入会には審査がございます。審査によりお申し込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

キャンペーンの詳細・オンライン申し込み [私学メンバーズカード](#) [検索](#) www.resonacard.co.jp/shigaku お問い合わせ先 [0120-559-197](tel:0120-559-197) (9:00~17:00/土・日・祝日・年末年始休み) yushi@shigaku.go.jp

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表 (平成28年6月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 0.4	年% 0.4	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	0.5	0.5	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp